

交通事故を 起こしたらどんな 処分があるんだろう…



解説します



交通事故を起こすと、「**刑事処分**」と「**行政処分**」の二つの処分を受ける場合があります。
刑事処分とは、懲役刑や罰金刑などのことです。
行政処分とは、運転免許の「**取消し**」や「**停止**」などのことです。

むむむ…、難しいですね…。
行政処分について具体的に
説明してもらってもいいですか？



交通違反や交通事故について、それぞれ一定の点数が定められています。
事故の原因となった違反点数とけがの程度等による付加点数の合計点数によって、運転免許の行政処分が行われます。

例えばこんな事故…①

横断歩道を横断中の歩行者に、運転手の前方不注意により衝突して死亡させた場合

横断歩行者等妨害等

2点

(一般違反行為に付する
基礎点数)

+

死亡事故

20点

(一方的な不注意によって
発生した場合の付加点数)

22点

処分前歴なし
事故前に累積点数がない場合
**免許の取消し
欠格期間1年**

例えばこんな事故…②

一時停止標識のある交差点で一時停止せずに事故を起こし、相手に治療期間1か月のけがをさせた場合

指定場所一時不停止等

2点

(一般違反行為に付する
基礎点数)

+

治療期間が30日以上
3か月未満のけがの事故

9点

(一方的な不注意によって発
生した場合の付加点数)

11点

処分前歴なし
事故前に累積点数がない場合
**免許の停止
停止期間60日**



行政処分は、過失の程度や相手に与えたけがの状況により異なります。
本事例も、事故の詳細な状況によっては処分が異なる場合があります。

交通事故を起こすと、
・ **運転免許の停止処分**
・ **運転免許の取消処分**
という重い処分があるんだ…！
交通事故を起こさないように日頃から
交通ルールを守って、安全運転をしよう！



びびー！

交通ルールを守り、

安全運転を心掛けましょう。

